

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、香川県総務部県民活動・男女共同参画課に備え置き、平成25年12月18日まで縦覧に供する。

平成25年10月25日

香川県知事 浜 田 恵 造

1 申請のあった年月日

平成25年10月18日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

特定非営利活動法人すぷーん

福家 輝雅

木田郡三木町大字井戸2394番地

3 定款に記載された目的

この法人は、児童・障害者に対し多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援し地域の社会福祉に寄与することを目的とする。